

令和4年8月3日からの大雨による災害等の
被害を受けた方々へのご支援について【第5報】

令和4年8月3日からの大雨による災害等により、被災されました皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに、早期の復旧をお祈り申し上げます。

弊社は、被災者の方々や被災地の救援・復旧にお役立ていただくため、災害救助法適用による市町村にお住まいのお客様に対し、お届出印鑑の喪失等の被害について可能な限りの便宜を図り、全面的に支援させていただきます。

【災害救助法適用市町村】

※令和4年8月3日からの大雨により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、山形県、新潟県、石川県、福井県及び青森県は35市町村に災害救助法の適用を決定した。

【山形県】

米沢市、寒河江市、長井市、南陽市、西村山郡大江町、東置賜郡高畠町、
東置賜郡川西町、西置賜郡小国町、西置賜郡白鷹町、西置賜郡飯豊町

【新潟県】

村上市、胎内市、岩船郡関川村

【石川県】

金沢市、小松市、白山市、加賀市、能美市、野々市市、能美郡川北町

【福井県】

南条郡南越前町

【青森県】

弘前市、五所川原市、つがる市、平川市、東津軽郡外ヶ浜町、西津軽郡鰺ヶ沢町、
西津軽郡深浦町、中津軽郡西目屋村、南津軽郡藤崎町、南津軽郡大鰐町、
南津軽郡田舎館村、北津軽郡板柳町、北津軽郡鶴田町、北津軽郡中泊町

[\(内閣府ホームページ\)](#)

また、お困りの点やご不明な点がございましたら、各本支店またはいちよしダイレクト<フリーダイヤル 0120-039-144>までお問い合わせ下さい。

役職員一同、被災地の皆様のご健康及び被災地の一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

以 上